

薬生食輸発1102第1号  
令和2年11月2日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(グアテマラ産バナナのピリプロキシフェン、中国産にんじんのジメトモルフ及びさ  
といも(学名: *Colocasia esculenta*に限る。)のクロルピリホス)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和2年  
10月30日付け薬生食輸発1030第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき  
実施しているところである。

今般、地方自治体が実施した収去検査の結果、グアテマラ産バナナにおいて、残留農  
薬の基準に違反した事例があったことから、グアテマラ産バナナに対する残留農薬に係  
るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げることとし、モニタリング通知の別表第2  
に下記を追加する。

また、中国産にんじんの輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基  
づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、中国産にんじんの  
ジメトモルフに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を  
生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を  
実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者  
の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者  
等への周知方よろしく願います。

さらに、過去1年間の検査実績を踏まえ、中国産さといも(学名: *Colocasia esculenta*  
に限る。)のクロルピリホスについてモニタリング通知の別表第3から削除することと  
したので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和2年 11月2日	グアテマラ	バナナ及びその加 工品(簡易な加工 に限る。)	残留農薬(ピリプ ロキシフェン)	

	中国	にんじん及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（ジメトモルフ）	LIANYUNGANG MINGFENG FOOD CO., LTD
				SHANDONG NONGKEYUAN BIOLOGICAL TECHNOLOGY CO., LTD